

事 務 連 絡
令和6年7月11日

島根県 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課
精神・障害保健課

災害救助法の適用を踏まえた被災した要援護障害者等への対応について

令和6年7月9日から的大雨により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。下記内容について改めて御了知いただくとともに、管内市区町村及び関係事業者等に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

目次

<自治体・事業者の方の対応関係について>

- | | |
|---|---|
| 1. 状況・実態の把握と対応について…………… | 2 |
| 2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れについて…………… | 2 |
| 3. 障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱いについて………… | 3 |
| 4. 障害者等への相談支援の実施について…………… | 3 |
| 5. 就労継続支援の運営に関する取扱いについて…………… | 4 |

<要援護障害者等の方向け支援等について>

- | | |
|---|---|
| 6. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について…………… | 4 |
| 7. 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について…………… | 4 |
| 8. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について…………… | 5 |
| 9. 被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について…………… | 5 |
| 10. 利用者負担の減免について…………… | 5 |
| 11. その他本件に関する疑義照会等について…………… | 6 |

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した又は災害が発生する恐れがあることで災害救助法の適用を受けた市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者等、避難所に避難していない要援護障害者等に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

- (1) 被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況も考えられますが、可能な限り早期に障害者等についての安否確認を行うとともに、課題の把握（アセスメント）を行い、必要な支援につなげることが重要です。

とりわけ、施設や自宅等から避難し、避難所等で生活する障害者等や被災地域で生活が続いている障害者等については、市町村と相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮をお願いします。

- (2) 利用者が遠隔地等へ避難する場合においては、被災地と避難先の相談支援事業者や障害福祉サービス事業者等が利用者の情報の共有や引継ぎをするなど、支援が切れ目なく円滑に提供されるよう、配慮をお願いします。

2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れについて

- (1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。

また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよ

う配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス等（施設入所支援等を除く。）の利用者に係る取扱いについて

- （１）居宅介護及び重度訪問介護等については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- （２）生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- （３）被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記 2 の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 障害者等への相談支援の実施について

避難所等で生活する障害者等への相談支援の実施に当たっては、上記 1 の内容にも十分留意しつつ、市町村が相談支援事業者等と連携して行う障害者等についての安否確認等を踏まえ、その後の見守りや支援が実施されるように、計画相談支援事業を活用しつつ、必要となる訪問系サービス、日中活動系サービス、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげるようお願いします。

- （１）サービス利用支援及び継続サービス利用支援について

避難所等における障害者等が障害福祉サービスを利用する場合に係るサービス利用支援や継続サービス利用支援については、計画相談支援給付費の支給対象となります。

(2) 運営基準等の柔軟な取扱い

計画相談支援の事業の基準については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、モニタリングについて、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費並びに主任相談支援専門員配置加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。加えて、市町村が必要と認めた場合は、モニタリング実施月でない月に臨時のモニタリングを実施することが可能であり、当該臨時のモニタリングについては、取扱件数に含めないこととする取扱いが可能です。

5. 就労継続支援の運営に関する取扱いについて

被災地域の指定就労継続支援事業所は、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。

災害救助法の適用市町村に指定就労継続支援事業所が所在する場合又は取引先企業が所在し、生産活動収入の減少が見込まれる場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して賃金・工賃を補填し、利用者に支払うこととなりますが、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲内で賃金・工賃の支払いに自立支援給付を充てることも可能です。

6. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

7. 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害発生等により避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、【参考1】の避難所等における障害特性等に応じた配慮について改めてご了知いただくとともに、都道府県においては、管内の市区町村が災害救助法の適用を受けた場合等にあっては、同内容について管内市区町村や障害福祉関係機関等に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

8. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について、具体的な方法や配慮等の例を【参考2】のとおり情報提供いたしますので、避難所等への周知等をお願いします。

なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をお願いします。

9. 被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について

発達障害のある人は、見た目では障害があるようには見えませんが、その障害特性から他者とのコミュニケーションが不得手、働きかけに抵抗を示す、感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞き取れなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもあります。

つきましては、避難所等における発達障害者等への支援に関する留意事項について、【参考3】のとおり情報提供いたしますとともに、関連情報を発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーション内に設置）のウェブサイトにも掲載しておりますので、避難所等の支援に携わる職員や心のケアを担当する職員に対して周知を促すとともに、発達障害等の状況・ニーズの把握に努め、ボランティアや当事者団体、発達障害者支援センター等と連携を密にし、特段の配慮をお願いします。

＜発達障害情報・支援センターウェブサイト＞

https://hattatsu.go.jp/special/disaster_support/

10. 利用者負担の減免について

- (1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第31条又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の11若しくは同法第24条の5に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

- (2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0331006 号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。
- (3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障発第 0327004 号）に基づき、被災した補装具費支給対象障害者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用することなど、適宜の方法により補装具費支給対象障害者等の負担を軽減することができます。
- (4) 療養介護医療については、平成 19 年 4 月 4 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0404003 号）に基づき、被災した療養介護医療費支給対象障害者の所得状況等に応じて、適宜の方法により療養介護医療費支給対象障害者の負担を軽減することができます。

11. その他本件に関する疑義照会等について

疑義照会等については、障害保健福祉部内の下記の担当まで御連絡をお願いします。

【下記以外の内容に関する問い合わせ先】

企画課企画法令係

TEL : 03-3595-2389

Mail : shouki-hourei@mhlw.go.jp

【2 及び 10（4）に関する問い合わせ先】

障害福祉課福祉サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : fukusa@mhlw.go.jp

【3 に関する問い合わせ先】

(1) について

障害福祉課訪問サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : houmon@mhlw.go.jp

(2) について

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係

TEL : 03-3595-2500

Mail : chiikifukusi@mhlw.go.jp

(3) について

障害福祉課福祉サービス係

TEL : 03-3595-2528

Mail : fukusa@mhlw.go.jp

【4に関する問い合わせ先】

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室相談支援係

TEL : 03-3595-2500

Mail : soudan-shien@mhlw.go.jp

【5に関する問い合わせ先】

障害福祉課就労支援係

TEL : 03-3595-2528

Mail : syuurou@mhlw.go.jp

【6及び8に関する問い合わせ先】

企画課自立支援振興室情報・意思疎通支援係

TEL : 03-3595-2097

Mail : hosougu@mhlw.go.jp

【6及び10(3)に関する問い合わせ先】

企画課自立支援振興室障害者支援機器係

TEL : 03-3595-2097

Mail : hosougu@mhlw.go.jp

【9に関する問い合わせ先】

障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

TEL : 03-3595-2500

Mail : hattatsu@mhlw.go.jp

【10（１）に関する問い合わせ先】

障害福祉課企画法令係

TEL:03-3595-2528

Mail : hourei-shougai~~aa~~@mhlw. go. jp

【10（２）に関する問い合わせ先】

精神・障害保健課自立支援医療係

TEL : 03-3595-2307

Mail : jiritsu~~ir~~you@mhlw. go. jp